

基 発 0128 第 2 号

平成 22 年 1 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成 21 年度中央労災補償業務監察実施結果について

標記について、別添のとおり取りまとめたので、職員に周知を図るとともに、平成 22 年度の行政運営方針等の策定に反映するよう配慮されたい。

平成21年度

中央労災補償業務監察結果報告書

厚生労働省労働基準局

目 次

平成21年度 中央労災補償業務監察結果の概要	1
第1 業務実施計画の策定状況	
1 局業務実施計画の策定状況	
(1) 組織的検討	3
(2) 記述状況	3
2 署業務実施計画の策定状況	4
第2 労災保険給付事務の迅速・適正処理状況	
1 基本的な事務処理の徹底状況	
(1) 業務処理状況の確認	6
(2) 即日又は翌日入力 of 徹底	7
(3) 操作カードの管理・保管	7
2 局業務実施計画の記述について	7
(1) 署における事務処理状況	8
(2) 局における事務処理状況	8
3 局業務実施計画の周知又は徹底について	8
(1) 署における事務処理状況	9
(2) 局における事務処理状況	10
4 第三者行為災害及び費用徴収に係る事案の把握	11
5 労災診療費の適正処理状況	12
6 審査請求事件の迅速・適正な処理	
(1) 審査請求事件の処理状況	12
(2) 請求人への説明	12

第3	地方労災補償監察官制度の運用状況	
1	監察方針・計画及び実施状況	
(1)	監察方針及び監察計画の策定	14
(2)	監察計画の内容	15
(3)	監察実施状況	15
2	監察実施後の措置	16
第4	不正受給防止対策の実施状況	18
第5	職員研修の実施状況	
1	署管理者への研修	19
2	若手・中堅職員に対する研修	19
別添資料	迅速処理のためのフローチャート(例示)	21
平成21年度	中央労災補償業務監察 実施労働局及び労働基準監督署	22

平成21年度 中央労災補償業務監察結果の概要

労災補償行政は、新規受給者数が年間60万人前後で推移しているものの、その請求内容においては、事実調査に多大な業務量を要し、業務上外の判断に高度な医学的知識を必要とする脳・心臓疾患事案、精神障害等事案、石綿関連疾患事案が増加する状況にある。その一方で、労災補償業務に携わる職員数が減少していることもあり、労災補償行政を取り巻く環境はますます厳しくなっている。

このような中、労災補償行政の使命である迅速・適正な労災補償を今後とも的確に実施していくためには、都道府県労働局(以下「局」という。)と労働基準監督署(以下「署」という。)が無駄のない連携による組織的な進行管理に基づき、効率的かつ計画的に業務を実施することが不可欠である。

このため、平成21年度の中央労災補償業務監察(以下「中央監察」という。)は、25局35署に対して実地監察を行い、平成20年度に引き続き、労災保険の迅速・適正な処理を実施するための体制の確立状況、特に長期未決事案の発生防止とその早期解消のため、「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について(平成21年2月24日付け基労発第0224001号(以下「本省留意通達」という。))」に基づき、局及び署が実施すべき事項を労災補償業務実施要領等(以下「局業務実施計画」という。)で明確に定め、相互に連携して事案処理に取り組んでいるかを重点に監察した。

監察の結果、一部の局においては、的確な局業務実施計画を策定の上、それに従って署長が担当者等に的確な指示・指導を行い、さらに局が適宜・適切に署の支援を行う等局と署が役割を分担しながら組織的に長期未決事案の発生防止とその早期解消に取り組んでいた。

しかしながら、多くの局においては、本省留意通達で指示された事項をおおむね盛り込んだ局業務実施計画を策定していたものの、局業務実施計画に示された事項が徹底されていない状況がみられた。

その要因としては、長期未決事案の発生防止と早期解消の重要性に対する局署の管理者の認識が低く、関係職員も含め局業務実施計画に定めた事務処理手順の理解が乏しいといったことが考えられるところである。

このため、労働基準部長を始め局管理者は、自ら、局業務実施計画に基づき業務を遂行することの重要性を認識した上で、再度、署長会議等及び各種研修において、局業務実施計画に基づく長期未決対策の推進について十分に説明、指示を行うとともに、地方労災補償業務監察において、署長の進行管理の問題点等を適宜指摘することで、局業務実施計画に定めた内容の確実な実施について徹底を図る必要がある。

なお、基本的な事務処理や地方労災補償業務監察の状況についても監察を行ったが、請求書の入力が遅延しているもの、労災指定医療機関等に対する個別の实地指導を行っていないもの、地方労災補償業務監察において法令・通達・手引等に反する事務処理に対し口頭指示にとどめているものがみられた。これらについては、前回の中央監察でも指摘したところであり、各局においては、関係職員に対して、再度、基本的な事務処理の徹底や地方労災補償業務監察の的確な実施を図るよう指導する必要がある。

第1 業務実施計画の策定状況

1 局業務実施計画の策定状況

(1) 組織的検討

局業務実施計画は、法令、通達等を踏まえ、局署の管内事情も加味した上で、迅速・適正な労災補償業務の徹底等を図るために必要な局署における具体的な処理手順等を示すために策定するものである。また、策定に当たっては、労働基準部長、労災補償課長を始め局における労災補償業務を担当するすべての職員の共通認識に基づき、組織的な検討を行わなければならないものである。

しかしながら、局によっては、労働基準部長の参画がなく、各署からの意見聴取も行っていない状況がみられた。

このため、局業務実施計画の策定に当たっては、組織的な検討を行うことを徹底する必要がある。

(2) 記述状況

局業務実施計画には、長期未決対策を確実に実施する仕組みを構築するため、①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示、支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等について具体的な内容を明記しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、上記4項目の内容に一部記述不足がみられた。

各局の記述状況は下表のとおりである。

[4項目の記述状況]	
記述されている局	14局
一部記述不足の局	11局

また、記述不足となっている事項は以下のとおりである。

- ① 調査計画書の作成手順に関するもの
 - ・ 複雑困難事案について、調査計画書の作成時期に関する記述
 - ・ 複雑困難事案以外で3か月を経過した事案に係る署事案検討会の開催時期及び調査計画書の作成時期に関する記述

- ・調査計画の策定に当たっての「調査の実施時期、順序、調査完了目標年月日等」に関する記述
- ・調査計画書の見直しに関する記述
- ② 署長による具体的な進行管理の手法に関するもの
 - ・各種未処理事案リストの活用による進行管理に関する記述
 - ・調査計画書、処理経過簿等による処理状況の定期的な把握と決裁に関する記述
 - ・署長の指示内容（調査項目、実施方法、時期を明らかにした具体的かつ実効性のある処理方針）に関する記述
 - ・署長管理事案に係る事案検討会に関する記述
 - ・事案検討会で行った指示の実施状況の確認に関する記述
- ③ 局による指示・支援体制に関するもの
 - ・局管理事案及び署長管理事案に係る局の検討体制と指示・支援に関する記述
 - ・局管理事案の早期解消のため、署長に対し具体的な指示を期限を設定して行う旨の記述
 - ・取組が不十分な署長に対する指導に関する記述
 - ・労働基準部長及び労災補償課長に固有の役割に関する記述
- ④ 局署間の情報伝達・連携方法に関するもの
 - ・長期未決事案の発生防止に係る労災補償課長等による把握に関する記述
 - ・局管理事案の局指示に基づく調査の進捗状況に係る局への報告に関する記述

このため、記述不足のある局にあっては、毎年示される本省留意通達等を踏まえて、上記の4項目を具体的に明記した局業務実施計画を整備する必要がある。

2 署業務実施計画の策定状況

署の業務実施計画（以下「署業務計画」という。）は、署における具体的な業務運営のため、局による指導・調整の下、実効性ある計画を前年度末までに策定しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 局業務実施計画において署業務計画の策定期限を明記していない又は依然として4月としていたため、前年度末までに策定しなかったもの
- b 局業務実施計画において署業務計画を前年度末までに策定するよう明記しているにもかかわらず、前年度末までに策定しなかったもの
- c 局による各署の署業務計画の指導・調整を行っていないもの
- d 年間行事計画を署業務計画としているもの

このため、署業務計画は、署において原案を作成の上、局による指導・調整を経て、前年度末までに策定するよう日程と体制を確保する必要がある。

第2 労災保険給付事務の迅速・適正処理状況

1 基本的な事務処理の徹底状況

(1) 業務処理状況の確認

二次健康診断等給付やアフターケアに係る事務処理においては、業務ごとの担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成していなければならない。また、この文書と実際に処理した決裁文書との比較検証を定期的に行って、必要な決裁の有無等実施状況を確認しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 業務ごとの担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成していないもの
- b 業務の一部を記載していないもの
- c 業務の担当者を特定していないもの
- d 事案担当者以外の者を入力担当者に指定していないもの
- e 決裁の順序を明記した文書に示された決裁者と決議した決裁者が異なっているもの
- f 局長までの決裁を経ずに入力処理したもの

このため、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 業務ごとの担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成すること。
- ② 決裁の順序を明記した文書について、対象業務を追記する、担当者特定する、事案担当者以外の者を入力担当者に指定するなど必要な見直しを行うこと。
- ③ 適正な事務処理に係る職員の意識を再度徹底し、労災補償課長においては、四半期ごとに必要な決裁の有無等実施状況を確認し、組織としてけん制体制を機能させること。

労働基準部長においては、半期ごとに労災補償課長を始め各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、事案の処理状況等事務処理の実態を把握して、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

(2) 即日又は翌日入力 of 徹底

即日又は翌日入力を徹底するためには、入力前の請求書の保管場所を特定するとともに、入力担当者を指定する、始業・終業時に入力状況を確認するなどの事務処理手順を整備して、これを確実に実施しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 請求書保管ケースの保管場所を特定していないもの
- b 特定の保管場所に保管していなかったために入力遅延したもの
- c 始業時等における入力状況の確認を怠ったために入力遅延したものの

このため、即日又は翌日入力を確実に実施する事務処理手順を文書で整備して、保管場所や点検方法を周知した上で、局・署の管理者は、当該事務処理手順が遵守されているか、毎月1回以上点検を実施する必要がある。

(3) 操作カードの管理・保管

操作カードは、運用管理責任者たる労災補償課長又は署長が施錠可能な金庫等に保管し、適正に管理しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、運用管理責任者でない労災管理調整官が操作カードを常時保管管理している状況がみられた。

このため、運用管理責任者たる労災補償課長が操作カードを管理すること。なお、操作カードを貸し出す時は必ず使用する業務目的を確認し、当該業務終了後は、速やかに返却させること。

2 局業務実施計画の記述について

各局においては、長期未決対策に係る①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法の4項目を局業務実施計画に具体的に明記し、局業務実施計画に基づき、迅速・適正に事務処理を実施しなければならないもの

である。

しかしながら、前記第1の1の(2)で示した局業務実施計画への記述不足により、局によっては、以下のように必要な事務処理手順が実施できていない状況がみられた。

(1) 署における事務処理状況

ア 事案検討会の開催

複雑困難事案以外の事案で、請求書受付後3か月経過した時点でなお処理が完了するまで相当期間を要するものについて、調査計画書を作成するための事案検討会を開催していないもの

イ 処理経過簿の記載

事案検討会の検討結果及び局からの指示・指導事項について、処理経過簿に記載していないもの

このため、以下のような事項を局業務実施計画に明記する必要がある。

- ① 複雑困難事案以外の事案で、請求書受付後3か月経過した時点でなお処理が完了するまで相当期間を要するものは、その時点で判明している事項及び今後調査が必要な事項を明らかにした上で、調査計画書を作成するための事案検討会を開催すること。
- ② 処理経過簿には、担当者が行った調査の事跡等のほか、署長を始め署管理者の指示・指導事項、事案検討会での検討結果、局からの指示・指導事項(監察・業務指導時を含む)を記載すること。

(2) 局における事務処理状況

局管理事案の処理に関し、署長に対して具体的指示を期限を設定して行っていないもの

このため、局は、局管理事案の処理に関し、署長に対して具体的指示を期限を設定して行うことを局業務実施計画に明記する必要がある。

3 局業務実施計画の周知又は徹底について

署長を始め局・署の関係職員は、局業務実施計画で定めている長期未決対策に係る具体的な事務処理手順に基づき事務処理を進めなければならない

いものである。

しかしながら、局によっては、その事務処理手順を局業務実施計画に定めているにもかかわらず、その内容を職員に十分周知・徹底していないことから、以下のような状況がみられた。

(1) 署における事務処理状況

ア 事案の把握

各種未処理事案リストを活用して事案の処理状況を把握していないもの

イ 事案検討会の開催

a 複雑困難事案について、調査計画策定のための事案検討会を開催していないもの

b 複雑困難事案について、調査計画策定のための事案検討会を請求書の受付日から2週間を超えてから開催したもの

c 処理状況に応じた調査等について時期、方法を明らかにした指示を行うための定期的な事案検討会を開催していないもの

d 調査計画策定のための事案検討会や処理状況に応じた調査等について時期、方法を明らかにした指示を行うための定期的な事案検討会に署長が参加していないもの

ウ 署長の指示・指導

a 署長が進捗状況や問題点の把握を怠り、必要な指示・指導を行わなかったため、調査の着手や取りまとめが遅れたもの

b 署長が期日を示した具体的な指示・指導を行っていないもの

エ 調査計画書の作成

a 複雑困難事案について、調査計画書を請求書の受付日から2週間を超えてから作成したもの

b 複雑困難事案以外の事案で、請求書の受付日から3か月経過した時点でなお処理が完了するまで相当期間を要するものについて、調査計画書を作成していないもの

c 調査計画書に必要な聴取対象者、調査予定時期、調査完了目標年月日等が記載されておらず、調査計画書として機能していないもの

d 調査事項の追加・削除が生じた場合や調査時期等の変更が生じた場合において、調査計画を見直して、変更された調査計画書を作成していないもの

オ 処理経過簿

a 複雑困難事案以外の事案について、請求書の受付日から3か月を超えても処理経過簿を作成していないもの

b 処理経過簿に、署長を始め署管理者が行った指示・指導事項、事案検討会での検討結果、局からの指示・指導事項(監察・業務指導時を含む)を記載していないもの

c 署長が処理経過簿の決裁を行っていないもの

(2) 局における事務処理状況

局管理事案の処理に関し、署長に対して具体的指示を期限を設定して行っていないもの

このため、署長は、局業務実施計画で定めた長期未決対策の内容を十分理解するとともに、定められた事務処理を確実に実施する必要がある。

また、局管理者は、局業務実施計画について、署長を始め署の関係職員及び局内の関係職員に対して十分周知し、その実施を徹底させることが必要である。

さらに、局業務実施計画で定めた長期未決対策の実施状況を確認し、実施できていない場合にはその要因を明らかにした上で、その解消策を講ずる必要がある。

なお、長期未決事案発生防止及び早期解消に関して工夫しているものとして、以下のものがみられた。

○ 定期的に行う実地監察や業務指導のほかに、複雑困難事案の多い署に対して、労災補償監察官が出張して指導を行い、長期未決事案の発生防止を図っているもの

○ 長期未決対策として、事案の処理手順を別添資料「迅速処理のためのフローチャート(例示)」により各種会議、研修等において周知しているもの

4 第三者行為災害及び費用徴収に係る事案の把握

労災保険法第31条第1項及び第12条の3の規定に基づく費用徴収並びに同法第12条の4の規定に基づく第三者行為災害に係る求償事務について、署長は、当該事案に該当する可能性のある事案を認めた場合には、速やかに局長あて通知・報告を行い、局長は、署長からの通知・報告に基づき徴収決定を行うものである。

特に、労災保険法第31条第1項各号の規定に基づく費用徴収を確実に実施するためには、明らかに費用徴収に該当しない事案を除き、疑いのある事案については、漏れなく署から局へ速やかに報告を行わなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 第三者行為災害の事務処理において、保険給付(求償権取得・債権発生)通知書を局あて定められた期日までに通知していないもの
- b 第三者行為災害処理経過簿の第一当事者等に関する所要事項を全く記載していないもの
- c 労働安全衛生法令違反で費用徴収に該当する疑いのある事案を局あて速やかに報告していないもの

このため、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 署長は、保険給付(求償権取得・債権発生)通知書を局長あて定められた期日(初回分は保険給付を行った月の翌月末日、2回目以降の保険給付については、四半期ごとに取りまとめ当該期末の翌月末日)までに通知すること。
- ② 第三者行為災害処理経過簿については、第一当事者及び第二当事者の住所、氏名、所属事業場名、災害発生年月日、自賠償保険及び自動車保険関係等の所要事項を記載すること。
- ③ 労災保険法第31条第1項各号の規定に基づく費用徴収を確実に実施するため、明らかに費用徴収に該当しない事案を除き、疑いのある事案については、漏れなく速やかに局へ報告すること。

5 労災診療費の適正処理状況

労災診療費の適正払いについては、誤請求の多い労災指定医療機関等(以下「医療機関」という。)に対する個別の実地指導を行い、請求者たる医療機関への労災診療費算定基準の周知徹底を図り、労災診療費の不適正支払の再発防止について積極的に取り組まなければならないものである。

しかしながら、局によっては、個別の実地指導を行っていない状況がみられた。

このため、労災診療費の誤請求の多い医療機関を把握の上、個別の実地指導を計画的に行う必要がある。

6 審査請求事件の迅速・適正な処理

(1) 審査請求事件の処理状況

労災補償課長は、毎月必ず、審査請求処理計画・処理経過簿により審査請求事件ごとの審理状況を把握し、処理計画に照らし、遅延していると判断される事件については、原因を明確にし、その解決方法について助言する等とともに、処理経過簿にその事跡を記載しておかなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 労災補償課長が、審査請求事件ごとの審理状況を毎月把握していないもの
- b 労災補償課長が行った助言等の事跡を記録していないもの

このため、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 労災補償課長は、毎月必ず、審査請求処理計画・処理経過簿により審査請求事件ごとの審査請求処理計画の進ちよく状況を確認すること。
- ② 労災補償課長が行った助言等の事跡は、審査請求処理計画・処理経過簿に記録すること。

(2) 請求人への説明

審査官は、審査請求事件受理後6か月以上経過した脳・心臓疾患事案

及び精神障害等事案について棄却する場合は、当該決定の理由、処理期間が長期化した理由等について、審査請求人に対して、できる限り分かりやすく、懇切・丁寧な説明を行うよう配慮しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、当該説明を行っていない状況がみられた。

このため、当該事件を棄却する場合には、決定の理由、処理期間が長期化した理由等について、審査請求人に対して、できる限り分かりやすく、懇切・丁寧に説明する必要がある。

第3 地方労災補償監察官制度の運用状況

1 監察方針・計画及び実施状況

(1) 監察方針及び監察計画の策定

監察方針及び監察計画は、総務部長及び労働基準部長を始め、関係部課室長が中心となって検討し、年度内に策定しなければならない。

また、監察方針及び監察計画は、各署長に対して4月中に通知しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 監察方針の策定に当たり、関係部課室長が検討に参画していないもの
- b 監察方針を4月に策定しているもの
- c 監察方針及び監察計画の署への通知を5月ないし6月に行っているもの

このため、監察方針、監察計画の策定等に関し、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 監察方針は、重点的に監察すべき課題とその考え方等について、関係部課室長が中心となって検討し、策定すること。
- ② 監察方針及び監察計画については、各署における業務の予定を考慮して前年度中に策定し、4月中には各署に通知すること。

なお、中央監察の対象局における平成20年度と平成21年度の地方監察の状況は次表のとおりであり、平成21年度において机上監察、通信監察を計画していない局はなかったが、今後も机上監察、通信監察は、毎年実施するよう計画すること。

回数	実地監察		机上監察		通信監察	
	20年度 実施	21年度 計画	20年度 実施	21年度 計画	20年度 実施	21年度 計画
0回	—	—	1	—	2	—
1回	23	23	18	21	22	25
2回	2	2	5	3	1	—
3回	—	—	1	1	—	—

(2) 監察計画の内容

机上監察や通信監察は、行政職員以外の者による不正の発見はもとより、部内職員が関与する不正の発見も意図して実施するものであり、監察対象月の設定に当たっては、その対象を固定することは監察の効果を著しく低下させることとなるため、毎年同じ月であるような、容易に想定できるものにならないよう考慮しなければならない。

また、机上監察については、その結果が実地監察の事前準備としての効果もあることから、原則として、実地監察の前に実施するよう計画しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 毎年同じ月を監察対象としているもの
- b 特段の事由もなく、机上監察を実地監察の後に実施する計画としているもの

このため、監察計画の内容については、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 机上監察や通信監察においては、その趣旨を踏まえ、原則として、対象月や対象事案が毎年異なるものとなるよう選定すること。
- ② 机上監察は、その趣旨を踏まえ、実地監察の前に実施する計画とすること。

(3) 監察実施状況

通信監察については、不正受給事案の発見を主眼として行わなければならないものである。

しかしながら、局によっては、通信監察の対象とした請求人の居所が不明であるにもかかわらず、所在確認のための調査を行っていないため、不正受給の事実がないことの確認が不十分なものがみられた。

このため、通信監察等において、送付した文書が所在不明のために返送される等、架空の請求人によるものであることが疑われるような場合には、公的機関からの戸籍等の収集、事業場からの在籍が確認できる文

書の収集等の調査を行う必要がある。

なお、監察については、当初策定した監察計画に基づき、その後の諸情勢の変化も考慮しつつ実施しなければならないものであり、中央監察を実施したすべての局において、特段の事由がある場合を除き、当初計画どおりに各監察が実施されていた。

2 監察実施後の措置

監察を実施したときは、労災補償監察官は、その結果の概要を局長及び関係部課室長に対して速やかに口頭復命した上で、法令、通達、手引等に反する事項その他是正改善を必要とする事項について、直ちに関係部課室長との協議を経て是正改善とその報告を指示する文書を作成し、局長決裁を受けた上で、当該署長に対して局長名の文書を発出しなければならない。

さらに、時機を失することなくその是正改善の状況を確認して局長まで報告し、是正改善状況が不十分な場合には、その原因を分析して署長に対して再指示を行わなければならない。

また、監察結果については、関係部課室長も参画して報告書として取りまとめ、局長の決裁を経て作成しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、以下のような状況がみられた。

- a 法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理を発見しているにもかかわらず、署に対して口頭指導にとどめ、文書による是正改善を指示していないもの
- b 是正・改善を必要とする事項について、関係部課室長を交えた検討を行っていないもの
- c 署長に対して是正改善とその報告を指示する文書の決裁が労働基準部長にとどまっているもの、また、当該文書が監察官名となっているもの
- d 署長から提出された局長あての是正改善状況報告書について、局長、労働基準部長の確認を受けていないもの
- e 監察結果について、報告書として取りまとめる際に、労働基準部長が参画していないもの

このため、監察実施後の措置に関し、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 法令、通達、手引等に定められた諸事項は、基本的事務処理の徹底を図る上で、確実に実施されていなければならない事項であることから、これに明らかに反する事務処理については、口頭指導にとどめることなく、必ず文書により是正改善を指示すること。
- ② 監察において不適切な事務処理を発見した場合には、その原因分析、影響度合、是正改善指示の内容、是正改善の期限等を関係部課室長を交えて検討すること。
また、当該結果を局長に報告するとともに、局長の決裁を受けた上で、局長名の文書により是正改善とその状況報告を当該署長に対して指示すること。
- ③ 署からの是正改善状況報告書は、必ず局長及び関係部課室長の確認を受けること。
- ④ 監察結果報告書については、関係部課室長を交えて取りまとめ、局長の決裁を経て遅くとも年度内に作成すること。

第4 不正受給防止対策の実施状況

不正受給事案については、詐欺罪等による刑事告発を念頭において厳正に対応するとともに、捜査機関とも調整の上、原則として記者発表を行わなければならないものである。

しかしながら、局によっては、不正受給の事実を本人が認めているにもかかわらず、捜査機関との調整を行わず、記者発表していない状況がみられた。

このため、不正受給事案に対しては、詐欺罪等による刑事告発を念頭において厳正に対応するとともに、捜査機関とも調整の上、原則として記者発表する必要がある。

第5 職員研修の実施状況

1 署管理者への研修

新任の署長、次長に対しては、労災補償行政の現状と課題、業務上疾病等に係る認定基準等の考え方とともに、局業務実施計画に定められた署長による進行管理、局・署の連携に留意した研修、また、新任の労災担当課長に対しては、当該署における重点課題、局業務実施計画を踏まえた労災担当課長の役割とその事務等を内容とする研修を必ず実施しなければならないものである。

しかしながら、局によっては、次のような状況がみられた。

- a 新任の署長、次長研修又は新任の労災担当課長研修を実施していないもの
- b 説明に必要な時間を十分に確保していないもの

このため、以下の事項を徹底する必要がある。

- ① 署長のリーダーシップは極めて重要であることから、新任の署長、次長に対しては、局業務実施計画に定められた事務処理を確実に実施できるよう、進行管理の具体的な方法、局・署の連携について、十分理解させるために必要な時間（1時間以上）を確保した研修を実施すること。
- ② 新任の労災担当課長に対しては、当該署における重点課題、局業務実施計画を踏まえた進行管理に係る課長の役割とその事務等を十分理解させるために必要な時間（3時間以上）を確保した研修を実施すること。

2 若手・中堅職員に対する研修

若手、中堅職員に対する研修は、個別の労災請求事案等を通じて把握・分析した問題点や好事例をテーマに実施し、また、経験の浅い職員に対する研修は、座学以外にも聴取調査の事務補助や実地調査に同行させるなど、段階的な経験が積めるように実施しなければならないものである。

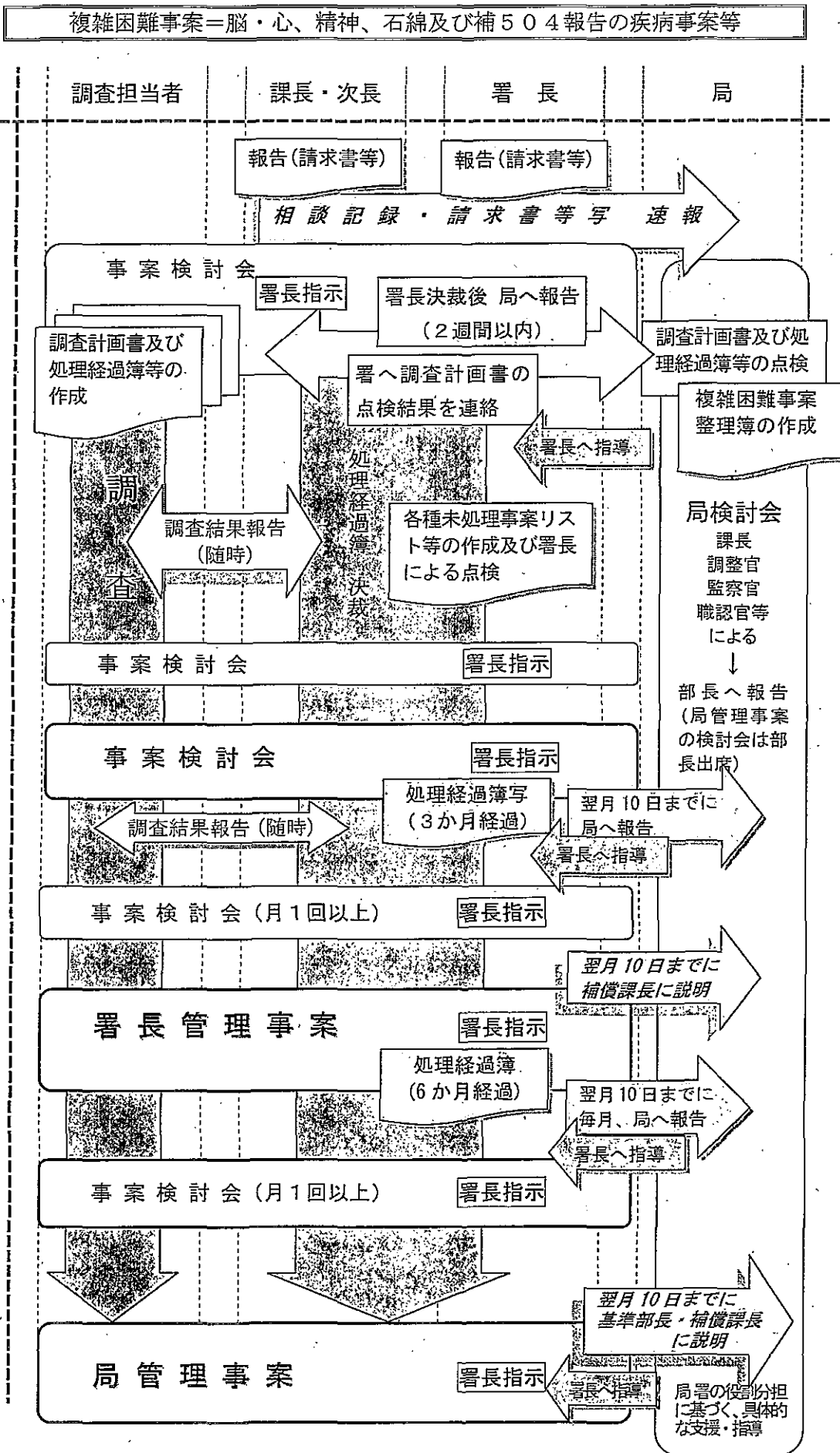
各局とも、局業務実施計画や研修要綱に基づき、計画的に実施していた。

また、多くの局では、局労災医員・専門医などを講師として活用している状況もみられた。

なお、局によっては、以下のような工夫をしている状況がみられた。

- ① 中堅職員を対象に、調査において苦勞したこと、工夫したこと、管理者からの指示がどのようなものであったかなどを發表させ、処理方法、判断根拠等に対して討議する事例研究を少人数で行って、より実践的な研修となるよう配慮したもの
- ② 局労災医員の指導の下、測定者と被験者を交替しての実技研修をしたもの

迅速処理のためのフローチャート (例示)



平成21年度 中央労災補償業務監察 実施労働局及び労働基準監督署

労働局名		労働基準監督署名		
01	北海道	札幌中央	旭川	
02	青森	青森	八戸	
03	岩手	盛岡		
04	宮城	仙台		
07	福島	福島	郡山	
09	栃木	宇都宮	栃木	
10	群馬	前橋		
13	東京	中央	渋谷	
15	新潟	新潟	長岡	
16	富山	富山		
19	山梨	甲府		
21	岐阜	岐阜		
23	愛知	名古屋北	名古屋南	
25	滋賀	大津		
26	京都	京都上	京都下	
27	大阪	大阪中央	東大阪	
29	奈良	奈良		
32	島根	松江		
34	広島	広島中央		
36	徳島	徳島		
38	愛媛	松山		
40	福岡	北九州西	久留米	
42	長崎	長崎		
45	宮崎	宮崎		
47	沖縄	那覇		
計	25局	35署		